



デジタル終活～スマホやパソコンの中の遺産

スマホやパソコンなどが普及し、預貯金や有価証券などの金融資産をネット上で保管・管理する人や、音楽や動画などのサブスク（サブスクリプション：定額制で商品やサービスを一定期間利用できる仕組み）を利用する人が増えて、デジタル遺産の問題が注目されています。デジタル遺産とは一般的に、故人がネット上で保有していた金銭に関する財産のことを指します。残された家族が困らないようにデジタル終活をしましょう。

【事例1】

父が急死した。ネット証券の取引をしていたようだが、スマホのロック解除ができず、取引先が分からないので相続手続きができない注*。

【事例2】

亡夫の解約したクレジットカード会社から毎月980円の請求書が届く。動画配信のサブスク契約をしていたようだが、アカウントが分からず解約手続きがなかなかできない。

注*故人が株の取引をしていたかどうか不明な場合は、『証券保管振替機構』に開示請求（有料）を行うことで、取引先を調べることができます。

【デジタル遺産の特徴】

- ▼スマホやパソコンなどのロック解除ができなければ、本人以外がその存在を確認することが困難。
- ▼サブスク契約は、解約手続きをしなければ、定額料金の請求が続いてしまう。

【アドバイス】

万が一の時、遺族がデジタル遺産の存在を把握し、相続や解約手続きができるようにしておきましょう。

- ▼ネット上の資産やサブスクの契約先、アカウントは日ごろから整理しておきましょう。
- ▼スマホやパソコンなどのロック解除方法、契約事業者名、サブスクの退会に必要なアカウントなどをエンディングノートや遺言書などに書いておきましょう。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分
土・日曜・祝日の相談窓口は、
消費者ホットライン 188（局番なし）